

# PFI 事業の事後評価等に関する基本的な考え方

令和2年2月

民間資金等活用事業推進委員会

事業推進部会

## < はじめに >

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の施行から約 20 年が経過し、法施行初期に実施した PFI 事業の多くが期間満了を迎えつつある。これらの事業はいったん PFI 事業としての事業期間が終了するものの、当該公共施設等の管理者等は、引き続き、当該施設等を有効に運営・活用していかなければならず、民間の創意工夫を活用することが有効な場合には、PFI などの手法を検討すべきである。（6. 参照）

このため、事業期間満了後の当該施設の運営・活用方法の検討にあたっては、適切に事後評価等<sup>※1</sup>を実施し、PFI 事業における課題や反省点を明らかにし、今後の事業方式の選定や事業内容の改善に活かすことが必要不可欠である。また、事後評価等の結果は、その後、類似の PFI 事業を実施しようとする管理者等にとっても非常に有益な情報となり得るものと考えられる。

本資料は、内閣府に設置された民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会において議論された期間満了 PFI 事業の検証をベースとして、公共施設等の管理者等が PFI 事業の期間満了に伴う事後評価等を実施する際に参考となる基本的な考え方をとりまとめたものである。

※1：本資料では「事後評価等」とは事業完了時期における事業評価及び事業完了後の当該施設の運営・活用方法の検討のことを指す。

### 1. 基本的な考え方

- (1) 公共施設等の管理者等は、PFI 事業の完了にあたって、財政負担の軽減やサービスの向上などの PFI 手法を導入することによって達成しようとした事業目的が達成されたかどうかについて、事後評価等を実施することにより適切に評価する必要がある。
- (2) 事後評価等の結果については、その後、当該施設の運営・活用方法等の改善に活かされるとともに、類似事業を新たに実施しようとする管理者等にとっても参考となることを十分に意識し、客観性、中立性、透明性が確保されたものとなるよう努める必要がある。
- (3) PFI 事業の事後評価等にあたっては、従来の事業評価の体制等に加えて、特別な手続き・体制等は必ずしも必要ではなく、PFI 事業におけるモニタリング（「モニタリングに関するガイドライン」参照）による情報収集やその評価体制を活用しつつ、必要に応じ評価項目等を追加し、実施することが効率的である。

## 2. 実施時期

- (1) 事後評価等の結果については、事業期間満了後の施設等の運営・活用方法の検討の重要な材料となり得るものである。このため、同検討を始める前の段階（事業期間完了の概ね3年程度前）に取りまとめることが望ましい（ただし、事業期間が短く、事業期間完了前に評価を行うことが合理的でない場合は除く。）。
- (2) 事後評価等を実施するためには、事業期間中、必要な情報の蓄積が重要である。4. で挙げられた評価項目やモニタリングデータの項目などを参考にしつつ、必要なデータ項目やデータ収集頻度等を事業開始前に定め、契約書や要求水準書等に明記し、モニタリング等を活用して定期的に必要な情報を蓄積する民間企業も含めたシステムを構築しておくことが望ましい。  
なお、既に実施中の事業については、既存のモニタリングデータ等を活用し、過度なコストや負担が生じない範囲で対応することが適切である。

## 3. 実施体制等

- (1) 評価にあたっては、外部有識者へのヒアリングなど行うことにより評価に客観性及び中立性を確保することが望ましい。特に、定性的評価などで有効と考えられる。
- (2) モニタリングデータや既存の外部有識者会議及び庁内検討体制をできる限り活用するなどし、効率的かつ継続可能な情報収集や評価体制を整備することが重要である。過度にコスト等がかかることを避け、職員が自ら実施できる体制・手続きを構築することが望ましい。
- (3) 評価にあたっては、公平性を期すとともに、今後の事業スキームの構築等の参考とするため、当該事業を実施した民間企業からの意見も聴取することが有効である。  
なお、民間企業から意見を聴取するにあたっては、外部有識者が直接聴取するなどにより、中立性が担保されるよう配慮がなされる必要がある。
- (4) 期間満了後の当該施設の運営準備で特に注意が必要な事項として以下が挙げられる。これらの項目は、モニタリングを活用して定期的に必要な情報を蓄積しておくことが望ましい。
  - ① 修繕履歴の整理
  - ② 備品・資産台帳の策定
  - ③ 経費・数量の内訳の整理（積算等の参考となる情報など）
  - ④ 施設・設備の劣化状況（劣化診断結果など）

- (5) 今後の施設の運営・活用方法の検討体制については、発注担当部局のみでなく、必要に応じ、部局外の人材も活用し、体制を構築しておく必要がある（例：引き渡し前修繕や次期修繕計画検討のために庁内建築職職員やアドバイザーを体制に組み込むなど）。

#### 4. 評価項目

- (1) 事後評価等における基本的な評価項目としては、一般的には、以下の項目が考えられる
- ① 事業目的の達成状況及び契約内容の履行状況（VFM、要求水準や事業者提案の達成状況、管理者等の担当者へのヒアリングなど）
  - ② SPC の経営状況（SPC の決算報告書の確認など）
  - ③ 施設の利用状況（利用者数、施設稼働率など）
  - ④ 利用者の評価等（利用者の満足度調査結果、苦情件数など）
  - ⑤ その他の効果（コミュニティ活動の促進、地元企業の成長支援など）
- (2) 事後評価等に必要なデータの収集にあたっては、当該データをモニタリング項目として定めることにより、効率的な収集が可能になるとともに、担当者の異動等があっても継続的に収集することができる。
- (3) VFM に関しては、民間事業者選定時の VFM が期待通りに実現したかどうか等について確認することが重要である。ただし、事業開始当初に VFM を算定した際の条件（利用者の増減による公共側の収入、契約額等に関する変更など）を確認し、大幅な変更がない場合、改めて算定する必要はない。

#### 5. 結果の公表

- (1) とりまとめた事後評価等の結果については、広く国民に周知すべき情報であるとともに、他の管理者等が PFI 事業を実施する上で、非常に有益な情報となるため、原則、公表すべきである。
- (2) 民間企業から得たデータを公表する場合には、データの公表の可否について、事前に民間企業と協議をしておく必要がある。

## 6. 事業期間満了後の事業方式等の検討にあたって

- (1) 建設や大規模改修を伴う事業や、民間企業の創意工夫による利用料金収入の増加、ひいては公共の収入の増加等に寄与する事業などにおいては、引き続き、民間の創意工夫などが発揮される PFI などの手法を検討することが望ましい。
- (2) 検討にあたっては、期間が満了した事業の要求水準や公募条件などをそのまま踏襲するのではなく、事後評価等で指摘された課題や改善点を踏まえつつ、検討時点での社会環境の変化、住民・利用者ニーズの多様化、技術の発展や応募が想定される民間企業の意見などに留意し、要求水準等の改善に努める必要がある。